

原発事故時、居住制限区域（富岡町）所在の父所有の不動産（土地、建物）に居住しており、原発事故後に死亡した父（当該不動産にかかる財物賠償については生前の父に対して賠償済み）から当該不動産を相続により取得した申立人に対し、当該不動産にかかる住居確保損害が賠償された事例。

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 亡A（以下「被相続人という」。）が令和2年4月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること。

### 第2 和解の範囲

被申立人と申立人は、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |        |                 |            |
|--------|-----------------|------------|
| 1 損害項目 | 住居確保損害          | 1860万4888円 |
| 2 損害項目 | 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 55万8147円   |

### 第3 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害に係る賠償金として金1916万3035円の支払義務があることを認める。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年4月20日

（仲介委員 小笠原 勝也）